



くらしのまど

vol. 4

架空請求には気をつけて！！



スマホ、携帯、パソコン、はがきなど請求手段は多様です。
突然請求されてもあわてないで！

相談事例1

スマホで無料のアダルトサイトを見た数日後、「登録した有料サイトの退会手続きが無料期限内にされておらず、会費の滞納がある。このまま放置すると法的措置に移行し、裁判費用を請求する。心当たりがなくても必ず連絡をするように。」という内容のメールが来た。

相談事例2

「以前契約された販売会社が、契約違反について、あなたに対して訴状を管轄裁判所へ提出された事をお知らせ致します」というはがきが届いた。期日まで連絡がない場合、呼出状送達後に出廷となり、故意に放置しておくでと給料や財産を差押える。覚えがない場合も必ず電話をするようにという内容だ。



<相談事例1 アドバイス>

相手はメールを送っているだけであり、個人を特定しているわけではありません。有料サイトを利用した覚えがなければ、架空請求です。個人情報を知られているのではないかという不安感を持たせ、結局はお金を払わせようとします。**一切返信しないでください。お金は絶対に支払ってはいけません。一度支払ったお金を取り戻すことは困難です。**

<相談事例2 アドバイス>

公的機関に似たような名前のところから届きますが、覚えがなければ、架空請求です。法律用語を並べて不安にさせ、電話をかけさせようとします。お金を請求するのが目的なので、**一切連絡しないでください。**住所と名前を知られていても、過度に不安になる必要はないので、相手の要求には応じないでください。

郡山市消費生活センター

電話相談 921-0333 (9:00~16:00)

来所相談 市役所西庁舎3階 (8:30~17:15)



郡山市イメージキャラクター
がくとくん